

## 告 示

### 埼玉県秩父県土整備事務所長告示第十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十七年九月十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年九月十一日

埼玉県秩父県土整備事務所長 新 井 伸 二

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路 線 名 百四十号
- 三 道路の区域

<p>旧新</p>	<p>旧 新 別</p>
<p>秩父市荒川上田野字半縄一四五五番六地先から同市荒川上田野字錦一七五四番一地先まで</p>	<p>区 間</p>
<p>八・三〇〇 十六・一〇</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>三四九・四〇</p>	<p>延長 (メートル)</p>
<p>自転車歩行者道整備工事 平成二十年二月八日付 け埼玉県秩父県土整備 事務所長告示第九号の 道路予定区域の一部変 更である。</p>	<p>備 考</p>